

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金  
「公募要領」改訂について

公募要領の内容を下記の通り改訂します

【改訂箇所 公募要領126ページ トップランナー制度対象機器基準一覧表（空調）】

改正後					改正前（公募説明会配布資料）					
<p>※最新の基準エネルギー消費効率 は表下段部分の為、表上段部分を削除</p>										
分類	ユニットの形態	室内機の種類	冷房能力	基準エネルギー消費効率	分類	ユニットの形態	室内機の種類	冷房能力	基準エネルギー消費効率	
【業務用】	複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	「四方向力セット形」	3.6kW未満	6.0以上	【業務用】	複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	「四方向力セット形」	3.6kW未満	6.0以上	
			3.6kW以上10.0kW未満	$E = 6.0 - 0.083 \times (A - 3.6)$ 以上				3.6kW以上10.0kW未満	$E = 6.0 - 0.083 \times (A - 3.6)$ 以上	
			10.0kW以上20.0kW未満	$E = 6.0 - 0.12 \times (A - 10)$ 以上				10.0kW以上20.0kW未満	$E = 6.0 - 0.12 \times (A - 10)$ 以上	
			20.0kW以上28.0kW以下	$E = 5.1 - 0.060 \times (A - 20)$ 以上				20.0kW以上28.0kW以下	$E = 5.1 - 0.060 \times (A - 20)$ 以上	
		3.6kW未満	5.1以上	3.6kW未満				5.1以上		
		3.6kW以上10.0kW未満	$E = 5.1 - 0.083 \times (A - 3.6)$ 以上	3.6kW以上10.0kW未満				$E = 5.1 - 0.083 \times (A - 3.6)$ 以上		
	マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	「四方向力セット形」以外	10.0kW以上20.0kW未満	$E = 5.1 - 0.10 \times (A - 10)$ 以上			マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	「四方向力セット形」以外	10.0kW以上20.0kW未満	$E = 5.1 - 0.10 \times (A - 10)$ 以上
			10.0kW以上20.0kW未満	$E = 5.1 - 0.10 \times (A - 10)$ 以上					10.0kW以上20.0kW未満	$E = 5.1 - 0.10 \times (A - 10)$ 以上
			20.0kW以上28.0kW以下	$E = 4.3 - 0.050 \times (A - 20)$ 以上					20.0kW以上28.0kW以下	$E = 4.3 - 0.050 \times (A - 20)$ 以上
			10.0kW未満	5.7以上					10.0kW未満	5.7以上
			10.0kW以上20.0kW未満	$E = 5.7 - 0.11 \times (A - 10)$ 以上					10.0kW以上20.0kW未満	$E = 5.7 - 0.11 \times (A - 10)$ 以上
			20.0kW以上40.0kW未満	$E = 5.7 - 0.065 \times (A - 20)$ 以上					20.0kW以上40.0kW未満	$E = 5.7 - 0.065 \times (A - 20)$ 以上
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	40.0kW以上50.4kW以下	$E = 4.8 - 0.040 \times (A - 40)$ 以上	室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	40.0kW以上50.4kW以下	$E = 4.8 - 0.040 \times (A - 40)$ 以上			
		20kW未満	4.9以上			20kW未満	4.9以上			
		20.0kW以上28.0kW以下	4.9以上			20.0kW以上28.0kW以下	4.9以上			
		20kW未満	4.7以上			20kW未満	4.7以上			
		20.0kW以上28.0kW以下	4.7以上			20.0kW以上28.0kW以下	4.7以上			
		20kW未満	4.9以上			20kW未満	4.9以上			

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金  
「公募要領」改訂について

以下、2016年5月30日改訂分

【改訂箇所 公募要領39ページ ②評価項目 政策的意義 3段目】

改正後	改正前（公募説明会配布資料）
中小企業が実施する、中長期計画の実行性を高めるための省エネルギー事業。	中小事業が実施する、中長期計画の実行性を高めるための省エネルギー事業。

【改訂箇所 公募要領130ページ トップランナー制度対象機器基準一覧表（交流電動機）表1内 定格出力】

改正後	改正前（公募説明会配布資料）
区分名2 0.925キロワット以上1.85キロワット未満	区分名2 0.75キロワット以上0.925キロワット未満

【改訂箇所 公募要領128ページ トップランナー制度対象機器基準一覧表（電気冷蔵庫）の下に下記（電気冷凍庫）の基準を追加】

改正後		
<b>トップランナー制度対象機器基準一覧表（電気冷凍庫）</b>		
※下記条件のものは除外		
除外される条件	①熱電素子を使用するもの、②家庭用のものうち、吸収式のもの ③家庭用以外のものうち、次に掲げるもの。 イ 定格内容積が2,000Lを超えるもの ロ JIS B 8630(2009)の対象となるもの以外のもの ハ 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン(別名HFC-125)、 1・1・1-トリフルオロエタン(別名HFC-143a)又は 1・1・1・2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134a)を冷媒として使用しないもの ニ 定格貯蔵温度をマイナス30度以下に維持できるもの ホ 電源から切り離れた状態で用いるためのものであってキャスターを有するもの	ヘ 横型のものであって高さの外形寸法(流し台と一体のものにあっては、流し台の高さに相当する高さを除く。)が650mm以下のもの ト 縦型のものであって高さの外形寸法が2,050mm以上のもの チ 水冷式凝縮器を有するもの リ 筐体の両面に扉を有する構造のもの ヌ 専ら検査用の食品を保管するためのもの ル ドロワー冷蔵庫 ロ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従ってその注文者のために製造されたものであって、年間の出荷台数が50台未満のもの
目標年度が2016年度以降の各年度のもの(業務用冷凍庫)		
区分名	形状	基準エネルギー消費効率の算定式
3A	縦型	$E3=1.96V3+186nF+295dF+788$
3B	横型	$E3=4.12V3+157nF+157dF+349$
4A	チェストフリーザー	$E3=1.16V3+211$
4B	冷凍ストッカー	$E3=1.39V3+359$
備考1.「縦型」とは、JIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。		
2.「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう		

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金  
「公募要領」改訂について

【改訂箇所 公募要領130ページ トップランナー制度対象機器基準一覧表（交流電動機）  
表1内 基準エネルギー消費効率】

改正後			改正前（公募説明会配布資料）		
区分名		基準エネルギー消費効率	区分名		基準エネルギー消費効率
1		85.5	1		2.8
2		86.5	2		2.4
3		89.5	3		3.0
4		91.7	4		2.6
5		92.4	5		2.3
6		93.0	6		2.0
7		93.6	7		2.6
8		94.1	8		2.3
9		94.5	9		2.8
10		95.0	10		2.8
11		95.4	11		3.2
12		95.8	12		2.8
13		96.2	13		2.3
14		82.5	14		2.0
15		84.1	15		2.7
16		85.3	16		2.3
17	表内略	86.7	17	表内略	3.3
18		87.7	18		2.8
19		88.6	19		3.2
20		89.6	20		2.8
21		90.4	21		2.7
22		91.4	22		2.3
23		92.1	23		2.7
24		92.6	24		2.3
25		93.0	25		2.9
26		93.6	26		2.5
27		93.9	27		2.9
28		94.2	28		2.5
29		94.6	29		2.4
30		95.0	30		2.1
31		95.2	31		2.5
32		95.4	32		2.2
33		95.6	33		2.4
34		95.8	34		2.8
35		96.0	35		2.0
36		備考2	36		2.4